

# Judo Therapist 柔道整復師

じゅうどうせいふくし

## 柔道整復師倫理綱領

一 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち  
仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く  
二 日本古来の柔道精神を涵養し 国民の規範  
となるべく人格の陶冶に努める

三 相互に尊敬と協力を努め 分をわきまえ  
法を守り 業務を遂行する

四 学問を尊重し技術の向上に努めると共に  
患者に対して常に真摯な態度と誠意を  
以て接する

五 業務上知り得た秘密を厳守すると共に  
人種 信条 性別 社会的地位などに  
かかわらず患者の回復に全力を尽くす

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。  
ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

公益社団法人 日本柔道整復師会

<http://www.shadan-nissei.or.jp/>

公益社団法人 日本柔道整復師会

〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号

電話 03-3821-3511 (代表) FAX 03-3822-2475



公益社団法人 日本柔道整復師会





# 柔道整復師とは？

昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在では、主に「接骨院」や「整骨院」で治療を行う人を「柔道整復師」といいます。それ以外にも、柔道整復師の資格を持ち、病院で勤務し治療にあたる者やスポーツ分野でのトレーナーや介護や福祉の分野で機能訓練指導員として活躍する者もいます。

柔道整復師は、高校卒業後、厚生労働省が許可した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省の許可した四年制大学で修学し、国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。

柔道整復師が行う施術を「柔道整復術」と言い、業務として行なえるのは、医師と柔道整復師に限られています。

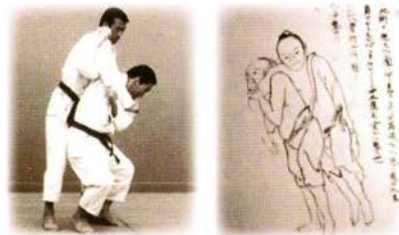
一般的に混同されやすい業種として整体やカイロプラクティックなどが上げられますが、これらの業種との明らかな違いは、施術する人の資格にあるのです。



## 柔道整復の歴史

### 殺法と活法

柔道整復の歴史は、戦国時代にまで起源を辿ることが出来、当時書かれた武術の書物には、敵を殺傷するための「殺法」と蘇生を目的とした「活法」の記述が見られます。



殺法と活法は、発展変遷をとげ、現在「殺法」の技は競技柔道に伝承され、「活法」は負傷者に施す治療法として柔道整復術に伝承されました。

柔道整復は、道場生の怪我を頻繁に治療しなくてはならなかった柔術家や柔道家が江戸時代に体系化したことに起因します。



### 受け継がれる「ほねつぎ」の技

柔道整復術は、明治14年に社会環境の近代化に伴う漢方医学廃止の公布により事実上の接骨禁止令として危機に瀕します。こうした逆風の中「ほねつぎ」を存続するよう柔道家が中心に運動がおこり、大正9年内務省の規制改正により認可を受け「柔道整復術」として正式に復活することになりました。

その後、昭和期の敗戦により、昭和22年GHQによって「武道の廃止と医学教育を伴わない医療の禁止」が公布され、再び危機に見舞われましたが、先人達の団結と努力に加え、施術を求める多くの人々に支え

られ昭和45年に単行法として「柔道整復師法」が成立し、平成元年の大改正などを経て、古くは戦国時代から受け継がれてきた「ほねつぎ」は、現在の「柔道整復術」として発展を続けています。





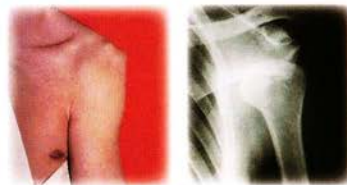
# 現在の柔道整復

## 柔道整復師の業務



接骨院や整骨院では、柔道整復師によって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる急性、亜急性の原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる治療を行っています。

これらの施術は、医師以外には、唯一、柔道整復師に限って行える行為ですが、柔道整復師であっても、骨折及び脱臼の患部には、応急手当の後、継続して治療を行うには医師の同意が必要になります。また、柔道整復師は、外科手術および薬品の投与など柔道整復師法によって行うことは出来ません。



## 保険の適用範囲

接骨院や整骨院での施術には、健康保険や生活保護法による医療扶助、労災保険や自賠責保険が適用されます。

これらの保険が適用される範囲は、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる急性又は亜急性が原因の外傷に対する治療です。医師の同意が必要なのは「骨折」「脱臼」の応急手当を除く治療を施すときだけです。打撲、捻挫、挫傷などは医師の同意は必要ありません。

慢性的な肩こりや内科疾患が起因の腰痛などに対する施術は健康保険の対象外となります。また、工作中や通勤途中のケガは労災保険が適用されます。交通事故によるケガは自賠責保険の適用となります。



## 「償還払い」と「受領委任」の制度

健康保険の対象となる柔道整復師の施術を受けた場合の費用を「療養費」と言います。この場合、患者さんが費用の全額を一旦支払い、後日、患者さん自ら、保険者へ請求を行い、保険者から一部負担金を除いた金額の返還を受ける「償還払い」が原則となります。



しかし、柔道整復師については、例外的な取扱いとして、患者さんが一部負担金分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者さんに代わって残りの金額を保険者に請求する「受領委任」という制度が認められています。これは、一時的と言えども、患者さんの経済的な負担や事務的な労力を軽減する目的で設けられた国民のための制度です。柔道整復師が患者さんに代わって保険の請求を行うため、支給申請書に患者さんの委任のサインをもらうことが必要となります。





## 国家試験の受験資格

柔道整復師は、柔道整復師法第2条において「厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者」と定義されています。

柔道整復師の免許を得るには、高校を卒業した者が3年以上文部科学大臣の指定した学校、あるいは、厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において、解剖学、生理学、病理学、衛生学、その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得し、国家試験の資格を得て、その試験に合格しなくてはなりません。



## 増え続ける柔道整復師

平成10年「柔道整復師の数は増加してきている状況にあり、従来の養成施設と同様の施設を新たに設立する特段の必要性が見出し難い」ことを理由に柔道整復師養成施設の新設を認めないとする当時の厚生省の処分を取り消す判決が福岡地裁において下されました。

以降、養成施設指定規則を満たせば設置を認める方針に転換し、この判決が下されるまで全国で14校だった柔道整復師養成施設が平成22年には100校となり、その卒業生が国家試験を受ける平成25年には、年間6,000名以上の柔道整復師が誕生する見込みです。

就業柔道整復師は、特に大都市圏を中心にその数は増え続けており、平成10年全国で29,087名であった。平成22年には50,428名(宮城県を含まず)と21,500名弱増えており、施術所も15,000ヶ所近く増加しています。



## 各分野で活躍する柔道整復師

柔道整復師は国家資格を取得後、開業、病院勤務、接骨院・整骨院のスタッフはもとより、スポーツ分野でのトレーナーや介護や福祉の分野で機能訓練指導員として活躍しています。

また、その活動範囲は日本だけでなく世界にも広がっており、確かな知識と技術を備えたスペシャリストとして活躍しています。



## 国内・海外での活動

### 柔道整復師による国内外での活動

柔道整復師は、その知識と技術を活かし、地域に密着した医療人として各種スポーツ大会の救護活動をはじめ、地域住民の健康維持管理のための啓蒙活動、介護現場での機能訓練指導に加え、防災訓練活動や東日本大震災の被災地でのボランティア活動を展開してきました。

さらに日整全国少年柔道大会や日整全国少年形競技会を開催し柔道を通じた青少年の健全育成も推進しています。

また、国内に留まらず、平成14年には柔道整復術は、WHO世界保健機関から日本の伝統医療として認知され、さらなる認知度向上と柔道整復師による国際貢献を目指し、世界各地で講義の開催や留学生や指導者候補の日本国内での研修受け入れをはじめ、医療インフラ及び医師が慢性的に不足している地域での柔道整復術の普及活動を行っています。

